

入札説明書

令和 8 年 2 月 16 日
新潟県総務部管財課

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件の名称 県庁舎設備総合管理業務委託
- (2) 調達案件の仕様等
 - ・ 設備保全業務（運転監視、日常点検等）
 - ・ 空調設備定期点検業務（ボイラー、冷温水発生機、空調機等）
 - ・ 電気設備定期点検業務（受変電、通信情報等）詳細は「仕様書」及び「設計書」のとおり
- (3) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日
- (4) 履行場所 新潟県庁舎（新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1）

2 入札に参加できる者の形態

単体企業又は 2 若しくは 3 者による特定共同企業体とする。ただし、以下の形態をとることはできない。

- (1) 本件入札において、複数の特定共同企業体の構成員になること。
- (2) 経常共同企業体が特定共同企業体の構成員になること。

3 入札に参加する者に必要な資格

単体企業にあつては、次に定める要件の全てを満たすこと。特定共同企業体にあつては、構成員の全てが(1)から(3)、(8)、(9)の要件を全て満たし、構成員の分担業務について(4)から(7)の要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件入札に係る入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）を提出した日から入札日までの間において、新潟県知事から指名停止措置を受けた（指名停止期間の一部が属する場合を含む。）者でないこと。
- (3) 新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第 6 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (4) 空調設備定期点検業務を行う者は、次に定める要件の全てを満たすこと。
 - ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定に基づき、管工事に関し特定建設業の許可を受けている者で、営業年数が 5 年以上であること。
 - イ 新潟県建設工事入札参加資格審査規程（昭和 58 年新潟県告示第 3296 号）の規定に基づく入札参加資格の審査（以下「建設工事入札参加資格審査」という。）を受け、管工事に関し、令和 6・7 年度の建設工事入札参加資格者名簿に登載されていること。
 - ウ 新潟県内に営業所（建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所に限る。）を有すること。

- エ 令和6・7年度の建設工事入札参加資格審査において、管工事に係る格付けがA級であること。
- (5) 電気設備定期点検業務を行う者は、次に定める要件の全てを満たすこと。
- ア 建設業法第3条の規定に基づき、電気工事に関し特定建設業の許可を受けている者で、営業年数が5年以上であること。
- イ 建設工事入札参加資格審査を受け、電気工事に関し、令和6・7年度の建設工事入札参加資格者名簿に登載されていること。
- ウ 新潟県内に営業所（建設業法第3条第1項に規定する営業所に限る。）を有すること。
- エ 令和6・7年度の建設工事入札参加資格審査において、電気工事に係る格付けがA級であること。
- (6) 設備保全業務を行う者は、次に定める要件の全てを満たすこと。
- ア 新潟県庁舎等管理業務入札参加資格審査規程（平成13年新潟県告示第2361号）に基づく入札参加資格の審査（以下「庁舎管理入札参加資格審査」という。）を受け、建築物環境衛生総合管理業務に関し、令和5・6・7年度の新潟県庁舎等管理業務入札参加資格者名簿に登載されている者で、営業年数が5年以上であること。
- イ 新潟県内に営業所（建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項に規定する営業所に限る。）を有すること。
- ウ 当該営業所において、本項アに記載の建築物環境衛生総合管理業務で延床面積20,000㎡以上（ただし、共同住宅、工場・倉庫の部分を除く。）の建築物に係る実績を有していること。
- (7) 本業務に配置する次の技術者は分担業務ごとに専任とし、当該各項に記載の資格等を全て有すること。ただし、単体企業で参加する場合は、総括責任者が主任技術者を兼務することができる。
- ア 総括責任者（本業務全体を管理する者）
- (ア) 建築物環境衛生管理技術者
- (イ) 第三種電気主任技術者以上
- (ウ) 二級ボイラー技士以上
- (エ) 受託業務について十分な知識及び指導力を有し、設備管理業務に係る実務経験を15年以上程度有すること。
- イ 主任技術者（設備定期点検業務を管理する者）
- (ア) 空調設備定期点検業務については、2級管工事施工管理技士以上の資格を有すること又は管工事の施工に関し10年以上の実務経験を有すること。
- (イ) 電気設備定期点検業務については、2級電気工事施工管理技士以上の資格を有すること又は電気工事の施工に関し10年以上の実務経験を有すること。
- ウ 主任技術員（法定選任等の設備管理をする者）
- (ア) 一級ボイラー技士以上
- (イ) 危険物取扱者乙種第四類以上
- エ 主任業務員（設備保全業務に従事する者）
- (ア) 第三種電気主任技術者以上又は第一種電気工事士
- (イ) 二級ボイラー技士以上

(ウ) 受託業務の責任者として十分な知識及び設備管理業務に係る実務経験を 10 年以上程度有すること。

オ 業務員（設備保全業務に従事する者）

(ア) 第一種電気工事士又は二級ボイラー技士以上

(イ) 設備管理業務に係る実務経験を 5 年以上程度有すること。

カ 業務員補（設備保全業務に従事する者）

(ア) 第二種電気工事士以上又は二級ボイラー技士以上

(イ) 設備管理業務に係る実務経験を 1 年以上程度有すること。

(8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、更生手続開始の決定後、新たに建設工事入札参加資格審査又は庁舎管理入札参加資格審査を受けて、各々に係る、入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）

(9) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、再生手続開始の決定後、新たに建設工事入札参加資格審査又は庁舎管理入札参加資格審査を受けて、各々に係る、入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）

4 入札に参加する者に要求される事項

(1) 本件入札に参加する者は、申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

(2) 本件入札に参加する者は、仕様書及び設計書並びに契約書（案）（以下「仕様書等」という。）を熟覧の上、入札しなければならない。当該仕様書等について疑義がある場合は、5 (2) に定める問い合わせ先に質問し、回答を求めることができる。

ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所

令和 8 年 2 月 16 日（月）から令和 8 年 3 月 30 日（月）午後 5 時まで、新潟県総務部管財課ホームページで公開する。

URL <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanzai/>

(2) 問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1

新潟県総務部管財課庁舎設備班（行政庁舎 5 階）

電話番号 025-280-5066（直通）

電子メール ngt010080@pref.niigata.lg.jp

(3) 入札説明書に関する問い合わせ等

ア 問い合わせ方法

入札説明書又は本件入札に関して質問がある場合、質問事項を記載した書面（本入札説明書に定める様式に限る。）を、5 (2) に定める問い合わせ先に電子メールによる送信の方法で提出すること。

イ 問い合わせ受付期間

令和8年2月16日（月）から令和8年2月27日（金）午後4時まで

ウ 回答方法

令和8年3月4日（水）午後5時までに新潟県総務部管財課ホームページに掲示する。

6 本件入札に係る参加資格の確認

(1) 本件入札に参加を希望する者は、申請書等を持参又は郵送により提出すること。

ア 提出期間 令和8年3月5日（木）から令和8年3月9日（月）午後4時まで
持参する場合は各日の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）に提出すること。

イ 提出場所 5(2)に定める場所

ウ 提出書類

(ア) 単体企業の場合

入札参加資格確認申請書（単体企業用）

配置予定技術者調書

設備保全業務実績調書

(イ) 特定共同企業体の場合

入札参加資格確認申請書（特定共同企業体用）

特定共同企業体協定書の写し

配置予定技術者調書

設備保全業務実績調書

エ 提出部数 各1部

(2) 本件入札に係る参加資格の確認結果は、令和8年3月13日（金）までに申請者に対して書面で通知（発送）する。ただし、通知後において、参加資格を満たさないことが明らかになった場合には、参加資格を取り消す。

(3) 申請書等を提出した者は、入札日の前日までの間において、当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

7 入札に関する事項

(1) 入札執行の日時及び場所

ア 入札日時 令和8年3月30日（月） 午前10時00分

イ 入札場所 新潟県庁行政庁舎4階 404会議室

(2) 入札手続等

ア 代理人の入札

代理人に入札に関する行為をさせようとする場合は、入札執行職員の指示に従い委任状を提出の上、入札書に代理人の氏名を記載し、委任状の使用印と同じ印を押印すること。

イ 入札の方法

入札は、7(1)の入札執行の日時及び場所において、入札書を封書にして提出すること。

ウ 入札書の名義人

本人又は代理人に限る。

エ 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

オ その他

入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(3) 入札保証金

入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の 100 分の 5 に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県財務規則（昭和 57 年新潟県規則第 10 号、以下「財務規則」という。）第 43 条第 1 号に該当する場合（保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合）は免除する。この場合、保証期間は入札日から契約締結日までとする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札

イ 申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者が行なった入札

ウ 委任状の提出等がなく代理権の確認を受けない代理人が行った入札

エ 入札書の記載事項のうち、入札金額、入札者の氏名その他主要な事項が識別し難い入札

オ 同一の入札者が 2 以上の入札を行ったときは、その全部の入札

カ 脅迫その他不正の行為によって行った入札

キ 入札者が押印すべき場所に押印のない入札、又は記載事項を訂正した場合の当該訂正部分に押印がない入札

ク その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 最低制限価格

最低制限価格を設定し、最低制限価格未満の入札者は、再入札に参加できないものとする。

(6) 落札者の決定方法

ア 入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(7) 再入札等

ア 初度の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再入札を行うものとする。なお、再入札は 1 回を限度とする。

イ 初度の入札において無効入札を行った者は、再入札に参加することができない。

ウ 再入札においても落札者がない場合は、入札書等比較予定価格と入札者のうち最低の価格で入札した者の入札金額との差が入札書等比較予定価格の 10% に相当す

る金額を超えない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最低の価格で入札した者を随意契約の相手方として協議し、予定価格の範囲内で契約を締結するものとする。

8 契約に関する事項

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 契約書及び契約条項

別添「県庁舎設備総合管理業務委託契約書」(案)のとおりとする。

(4) 契約の停止等

本件調達に関し苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(5) 調達手続の停止

令和8年度新潟県一般会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続について停止の措置を行うことがある。

9 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報を行うこと。詳細は県のホームページ(下記アドレス)による。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kenminseikatsu/1353967278060.html>

10 その他

(1) 申請書等の取扱い

ア 申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返還しない。

(2) その他

本件入札及び委託契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則類及び日本国の関係法令の定めるところによる。